

## 寒川町障害者基幹相談支援センター事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、寒川町地域生活支援事業実施規則(平成 18 年寒川町規則第 53 号)第 2 条第 3 項に規定する基幹相談支援センター事業(以下「基幹相談事業」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)の例による。

(事業の内容)

第 3 条 町長は、基幹相談事業として次に掲げる事項を実施し、それぞれ内容は当該各号に掲げるものとする。

(1) 総合的かつ専門的な相談支援に関する事項 次に掲げる内容

- ア 障害の種別により異なるニーズへの対応に関すること。
- イ 解決困難事例、支援困難事例その他の困難事例への対応に関すること。

(2) 相談支援機能強化に関する事項 次に掲げる内容

- ア 地域の相談支援事業者等に対する訪問等による専門的な指導及び助言に関すること。
- イ 地域の相談支援事業者等の人材育成に関すること
- ウ 地域の相談機関等との連携に関すること。
- エ 計画相談支援の推進に関すること。

(3) 地域移行及び地域定着の促進への取組に関する事項 次に掲げる内容

- ア 障害者支援施設、精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発に関すること。
- イ 地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネートに関すること。

(4) 寒川町地域自立支援協議会(寒川町地域自立支援協議会設置要領(平成22年4月1日施行)に規定する協議会をいう。以下同じ。)の会議の開催及び進行にあたり調整が必要な事項に関する事項 次に掲げる内容

ア 寒川町地域自立支援協議会及びワーキンググループ等(以下「協議会等」という。)に係る運営に関する事

イ 協議会等に係る関係機関との連携強化の推進に関する事

ウ 障害者の差別解消に向けた取組に関する事

エ 相談支援事業所意見交換会等の運営に関する事

(5) 障害者の権利擁護及び障害者への虐待の防止に関する事項 次に掲げる内容

ア 成年後見制度の利用につなげるために必要な相談その他の支援に関する事

イ 障害者に対する虐待を防止するための取組に関する事

(6) 地域生活支援拠点等整備に関する事項 次に掲げる内容

ア 地域生活支援拠点等整備事業におけるコーディネートに関する事

イ 困難な事態発生の予防を含めた支援と体制の確保に関する事

(7) 前各号に掲げるほか基幹相談事業として必要な事項に関する事項 次に掲げる内容

ア 障害者相談支援に関する各種情報の収集、集約、発信に関する事

イ 啓発等の取組に関する事

ウ 福祉人材の育成に関する事

エ 会議集会等への対応に関する事

オ 本事業に係る緊急時の相談対応及び報告体制の整備に関する事

(事業の委託)

第4条 町長は、基幹相談事業について、常勤の相談支援専門員が配置されている指定特定相談支援事業者又は指定一般相談支援事業者(以下「指定相談支援事業者」

という。)のうち、基幹相談事業を適切に運営できると認めた社会福祉法人、特定非営利活動法人その他町長が適切な事業運営を行うことができると認めた事業者(以下「社会福祉法人等」という。)に事業を委託することができる。

(配置職員等)

第5条 前条の規定による社会福祉法人等は、当該事業の実施にあたり、次の各号のいずれかに該当する者を、2名以上配置しなければならない。

- (1) 主任相談支援専門員
- (2) 相談支援専門員
- (3) 社会福祉士
- (4) 精神保健福祉士
- (5) 保健師等

2 指定相談支援事業者は、前項の職員の配置又は変更について町長に報告するものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。